

IT を活用した情報提供、EDINET のあり方に関する論点に関する意見

平成 30 年 5 月 9 日
日本公認会計士協会
副会長 高 濱 滋

平成 30 年 4 月 23 日金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第 5 回）資料 2 3. 論点（11 頁）に記載の「IT を活用した情報提供、EDINET のあり方に関する論点」のうち、次の論点について、意見を申し上げます。

（論点）

- 事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書の EDINET 開示を、事業報告等の提供方法の一つとすることについて、どのように考えるか。

（意見）

事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書の EDINET 開示を、事業報告等の提供方法の一つとすることに賛成する。

（理由）

未来投資戦略2017において施策として掲げられている「有価証券報告書と事業報告等の一体的開示」を促進するためにも、一体的開示を採用した会社の一組の開示書類を株主・投資家が容易に入手して利用しやすい環境とするための取組が必要であると考える。

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」で記載のとおり、電子提供措置事項を含む有価証券報告書を株主総会の前に EDINET を使用して金融商品取引法に基づき開示する場合には、当該開示をもって電子提供措置を採ったものとみなすこととされれば、株主・投資家などの利用者にとって、個々の会社のウェブサイトアクセスしなくても開示情報が入手しやすくなり利便性が高く有用になると考える。また、有価証券報告書の株主総会前提出を行う上場会社にとっても使いやすいものとなり、株主・投資家にとっては詳細な開示情報を株主総会前の早い段階で入手することにつながるものとする。

しかしながら、現状の株主総会の開催スケジュールを前提とすると、電子提供措置の作成時期までに有価証券報告書を作成することは多くの会社において困難であると思われる。したがって、企業の開示書類の十分な作成期間と監査人の十分な監査期間の確保を考慮した日程が必要であることを念頭に置き、EDINET を利用した株主総会資料の電子提供措置について、引き続き検討すべきと考える。

(論点)

- EDINET の利便性向上のためには、どのような取組が有効と考えられるか。
- この他、IT を活用した情報提供、EDINET のあり方について検討すべき論点はないか。

(意見)

有価証券報告書は金融庁のウェブサイト (EDINET)、コーポレート・ガバナンス報告書は株式会社東京証券取引所のウェブサイト (コーポレート・ガバナンス情報サービス) に掲載されるが、総覧性等の観点からもリンクを貼る等、両報告書の利用者の視点に立って電子開示の相互閲覧性を高めるべき。

(理由)

年次報告書である有価証券報告書と、随時更新されるコーポレート・ガバナンス報告書のそれぞれの情報内容を確認し、両報告書に補完関係があるのであれば、電子開示における連携等も十分に検討し、利用者の利便性を図ることで、企業と投資家の建設的な対話のより一層の促進に資すると考える。

以 上